

様式記載例

この様式記載例は、登録基準・記載要領を満たすように作成したものです。したがって、必ずしもこれと同じ内容を記載しないと登録を受けられないというものではありません。

平成 25 年 7 月
青少年・治安対策本部総合対策部
交通安全課

別記

第1号様式（第7条、第13条、第15条関係）

平成〇年〇月〇日

東京都知事 殿

住 所 東京都・・・

氏 名 〇〇株式会社 ⑩
 代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
 及び主たる事務所の所在地〕

登 録 申 請 書

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 〔~~第35条第2項において準用~~
~~第36条第2項において準用~~〕

第31条第3項 〕
~~する同条例第31条第3項~~ の規定により、自転車の安全で適正な利用に関する基準に
~~する同条例第31条第3項~~
 適合することについての登録を次のとおり申請します。

事業の種別	① 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
氏名又は名称	〇〇株式会社
住所又は主たる事務所の所在地	郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 ----- 東京都・・・
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

備考1 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

- 2 自転車貨物運送事業を営む者にあつては付表1から付表4まで、自転車旅客運送事業を営む者にあつては付表5から付表8まで、自転車貸付事業を営む者にあつては付表9及び付表10に所定の事項を記入し、この様式とともに提出すること。

- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※受付欄

受付日： 年 月 日
 受付番号： 号

付表1 自転車貨物運送事業用その1

営業所①の概要	名称	〇〇営業所		郵便番号	—	電話番号	()	
	営業所の所在地	東京都・・・			営業時間	9:00 ~ 20:00		
	休憩・睡眠施設	場所	営業所内		収容能力	15m ² 3人		
	運送用自転車の台数	全 台 数		うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数		
		50台		45台	3台	2台		
	自転車車庫	場所	営業所併設		収容能力	80m ² 50台		
	運送用自転車を利用する従業者の総数	10人 (うち委託先等 2人)						
営業所②の概要	名称	営業所		郵便番号	—	電話番号	()	
	営業所の所在地				営業時間			
	休憩・睡眠施設	場所			収容能力	m ² 人		
	運送用自転車の台数	全 台 数		うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数		
		台		台	台	台		
	自転車車庫	場所			収容能力	m ² 台		
	運送用自転車を利用する従業者の総数	人 (うち委託先等 人)						
営業所③の概要	名称	営業所		郵便番号	—	電話番号	()	
	営業所の所在地				営業時間			
	休憩・睡眠施設	場所			収容能力	m ² 人		
	運送用自転車の台数	全 台 数		うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数		
		台		台	台	台		
	自転車車庫	場所			収容能力	m ² 台		
	運送用自転車を利用する従業者の総数	人 (うち委託先等 人)						
営業所④の概要	名称	営業所		郵便番号	—	電話番号	()	
	営業所の所在地				営業時間			
	休憩・睡眠施設	場所			収容能力	m ² 人		
	運送用自転車の台数	全 台 数		うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数		
		台		台	台	台		
	自転車車庫	場所			収容能力	m ² 台		
	運送用自転車を利用する従業者の総数	人 (うち委託先等 人)						

付表2 自転車貨物運送事業用その2

従業者に対して行う研修の体制、内容及び頻度	
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：〇〇部 部長 ・座学形式の指導者：〇〇部・〇〇係（3名。実務経験3年以上の者を配置。） ・実地形式の指導者：運送に従事する者で、実務経験3年以上の者から3名を指導員として指定 ・研修計画は、別紙のとおり。 ・研修の実施状況は、別紙の研修台帳で、従業者ごとに過去の受講日、受講内容及び受講成績を管理（新たに運送業務に従事することとなる従業者）
内容	<p>座学形式：東京都自転車安全利用指針をテキストとして実施。理解度を別紙のテストで確認。</p> <p>実地形式：指導員が付いて、通行上の留意事項等を個別具体的に指導。（既に運送業務に従事している従業者）</p> <p>別紙のテストで知識を確認するとともに、指導員が実地で交通ルール等の遵守状況を確認。基準を満たさない場合は、満たすまで繰り返し指導。</p> <p>（新たに運送業務に従事することとなる従業者）</p>
頻度	<p>座学形式：運送業務従事前1日</p> <p>実地形式：一人で運送業務に従事する前に3日</p> <p>（既に運送業務に従事している従業者）</p> <p>毎年4月に1日実施。</p>
運送用自転車に備えている安全装備並びに運送用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度	
運送用自転車に備えている安全装備	<ul style="list-style-type: none"> ・積載装置：縦80cm×横60cm×高さ30cm（添付写真のとおり） ※請け負う荷物の最大は、縦横高さの合計が80cm以内 ・貨物の転落防止用ロープ及びシート
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備責任者：〇〇部 部長 ・点検整備実施者：各従業者 ・点検整備の実施状況の管理体制 <p>各運送用自転車について、点検整備の実施状況を管理する別紙の点検整備実施台帳を作成して管理</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備は、点検整備項目、方法、確保すべき性能等を記載した別紙の「日常点検シート」及び「定期点検シート」を用いて実施。
頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検整備は、毎日の朝礼後にその日の運送業務に従事する従業者が一斉に実施。 ・定期的な点検整備は、原則、毎月第1月曜日に全車一斉に実施し、漏れのないようにしている。
従業者に対する運行の指示を適切なものとするために講じている措置	
運行の距離及び時間に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 運送の距離に応じた適切な運送時間を確保するための措置 従業者の給与を、出来高制ではなく時給制にして、従業者がいたずらに短時間での運送をしない制度としている。また、運送距離に応じた標準運送時間を別紙のとおり定めて、運送距離に応じた適切な運送時間を確保するようにしている。 ② 過労運転を防止するための措置 運送業務に従事する前の点呼時に、従業者の体調を確認している。また、〇時間又は〇km連続して運送した従業者には、30分の休憩を与えることとしている。 ③ 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告に関する措置 運送契約（運送約款）及び広告に「交通事情等によって約束した時間に配達できない場合がある」旨の規定を置いている。また、広告が①に反しないよう、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。
運送用自転車の貨物の積載に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 貨物の大きさ、重量等やその積載方法が、法令に違反しないようにするための措置 引き受ける貨物は、大きさが〇cm×〇cm×〇cm以下で、重さが〇kg以下としている。 ② 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告に関する措置 運送契約及び広告において、引き受ける貨物の最大値を明記している。また、広告が①に反しないよう、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 日没後の運送において前照灯を点灯させるための措置 全ての運送用自転車にオートライトを導入。 ② 悪天候時や大規模災害時等で、自転車を用いた運送業務を行うことが適切でない場合に、自転車による運送を中止するための措置 大雨、暴風警報発令時には、自転車による運送を中止することとしている。 ③ 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告が、②に反することとならないようにするための措置 運送契約及び広告において、天候等によっては自転車による運送を中止することがある旨を明記している。また、広告が②に反しないよう、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。
従業者の酒気帯び等の有無を確認する体制及び方法	
確認の体制	<p>確認者：確認責任者：〇〇部 部長。確認実施者：〇〇部 〇〇係。</p> <p>確認場所：各営業所</p>
確認の方法	<p>運送業務に従事する前の点呼時に、アルコールチェッカーを使って、酒気帯びの有無を確認している。また、同時に、体調不良の有無も口頭で確認している。</p>

付表3 自転車貨物運送事業用その3

運送用自転車に係る交通事故が発生した際の事業者への報告その他の対処の内容、記録事項及びその保管方法		
事業者への報告 その他の 対処の内容	<p>① 交通事故に関与した従業者から警察への報告</p> <p>③ 交通事故に関与した従業者による事故の続発の防止</p> <p>④ 交通事故に関与した従業者による被害者の救護 運送用自転車を利用する全ての従業者が、①、③及び④の方法について簡潔に記載した別紙のカードを携帯することとしている。</p> <p>② 交通事故に関与した従業者から事業者への報告 営業時間中、従業者からいつでも連絡を受けることができる連絡先・担当職員を用意。また、交通事故に関与した従業者に対して確認・指示すべき事項を記した別紙の書類を担当職員に配布。</p> <p>⑤ 事業者と交通事故に関係した者との連絡 交通事故に関与した従業者から、交通事故の関係者に対して、会社名、連絡先等を記載した別紙の書面を渡すこととしている。</p>	
記録事項	別紙の交通事故発生状況記録簿で、①発生日時、発生場所及び発生理由を含む事故の概要、②事故に関与した従業者、③当事者・物件の被害の程度のほか、被害者等との交渉状況等を記録。	
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保管媒体：紙 ・保管期間：交通事故発生日から3年間 	
交通事故に関与した従業者に対して行う再発防止のための研修の体制及び内容		
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：〇〇部 部長 ・指導者：〇〇部・〇〇係（3名。実務経験3年以上の者を配置。） 	
内容	<p>座学形式：東京都自転車安全利用指針をテキストとして実施。理解度を別紙のテストで確認。また、従業者に事故の経緯、原因及び回避方法をまとめた資料を作成させる。</p> <p>実地形式：指導員が付いて、通行上の留意事項等を個別具体的に指導。</p>	
交通事故に関する 知事への報告体制	<ul style="list-style-type: none"> ・報告責任者：〇〇部 部長 ・報告担当者：〇〇部 〇〇係 ・交通事故発生から、都への報告までのフローチャートは、別紙「交通事故報告手順」のとおり。 	
運送用自転車の運行によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補 することができる保険等の加入状況	対人補償上限額	無制限
	対物補償上限額	1億円

付表4 自転車貨物運送事業用その4

従業者が反射材及び乗車用ヘルメットを利用する体制を確保するために講じている措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 反射材 反射材は腰ベルト式のを60個 ・ 乗車用ヘルメット 乗車用ヘルメットは、従業者持込み分を含め60個 ・ 確認体制 運送業務に従事する前の点呼時に、各従業者が乗車用ヘルメットを正しく着用しているか確認。 		
他の自転車貨物運送事業者に運送させる場合は、その概要		
委託等の内訳	1 運送業務の全部について委託等を行う。 ② 運送業務の一部について委託等を行う。 (2に該当する場合は、運送業務に占める委託等の割合 約 1 割)	
委託先等 ①	氏名又は名称	〇〇運輸株式会社
	住所又は所在地	東京都・・・
委託先等 ②	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ③	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

備考 「他の自転車貨物運送事業者に運送させる場合は、その概要」中の「委託等の内訳」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 なお、2に該当する場合は、運送業務のうち、他の自転車貨物運送事業者に委託等により行わせている割合を記載すること。

付表5 自転車旅客運送事業用その1

営業所①の概要	名 称	〇〇営業所		郵便番号	—	電 話 番 号	()	
	営 業 所 の 所 在 地	東京都・・・・			営業 時間	9:00～ 20:00		
	休憩・睡眠施設	場 所	営業所内		収容能力	15m ²	3人	
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	うち幼児座席があるもの			
		40台	台	40台	20台			
	運送用自転車の 種 類 ・ 形 状	種 類			形 状			
		幼児同乗用型			別紙の写真のとおり			
		幼児非同乗用型			別紙の写真のとおり			
自転車車庫	場 所	営業所併設		収容能力	240m ²	40台		
運送用自転車を利用 する従業員の総数	60人（うち委託先等			10人）				
営業所②の概要	名 称	営業所		郵便番号	—	電 話 番 号	()	
	営 業 所 の 所 在 地				営業 時間			
	休憩・睡眠施設	場 所			収容能力	m ²	人	
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	うち幼児座席があるもの			
		台	台	台	台			
	運送用自転車の 種 類 ・ 形 状	種 類			形 状			
自転車車庫	場 所			収容能力	m ²	台		
運送用自転車を利用 する従業員の総数				人（うち委託先等 人）				

付表6 自転車旅客運送事業用その2

従業者に対して行う研修の体制、内容及び頻度	
体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：〇〇部 部長 ・座学形式の指導者：〇〇部・〇〇係（3名。実務経験3年以上の者を配置。） ・実地形式の指導者：運送に従事する者で、実務経験3年以上の者から3名を指導員として指定 ・研修計画は、別紙のとおり。 ・研修の実施状況は、別紙の研修台帳で、従業者ごとに過去の受講日、受講内容及び受講成績を管理
内 容	<p>（新たに運送業務に従事することとなる従業者）</p> <p>座学形式：東京都自転車安全利用指針をテキストとして実施。理解度を別紙のテストで確認。 実地形式：指導員が付いて、通行上の留意事項等を個別具体的に指導。</p> <p>（既に運送業務に従事している従業者）</p> <p>別紙のテストで知識を確認するとともに、指導員が実地で交通ルール等の遵守状況を確認する。基準を満たさない場合は、満たすまで繰り返し指導。</p>
頻 度	<p>（新たに運送業務に従事することとなる従業者）</p> <p>座学形式：運送業務従事前1日 実地形式：一人で運送業務に従事する前に3日 （既に運送業務に従事している従業者） 毎年4月に1日実施。</p>
運送用自転車に備えている安全装備並びに運送用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度	
運送用自転車に備えている安全装備	<ol style="list-style-type: none"> ① 乗客の転落防止対策 幼児同乗用型の運送用自転車には、シートベルトを装備。それ以外の運送用自転車には、手すりを装備。 ② 乗客用の乗車用ヘルメット 乗車定員の乗車用ヘルメットを装備
体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備責任者：〇〇部 部長 ・点検整備実施者：各従業者 ・点検整備の実施状況の管理体制 各運送用自転車について、点検整備の実施状況を管理する別紙の点検整備実施台帳を作成して管理
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備は、点検整備項目、方法、確保すべき性能等を記載した別紙の「日常点検シート」及び「定期点検シート」を用いて実施。
頻 度	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検整備は、毎日の朝礼後にその日の運送業務に従事する従業者が一斉に実施。 ・定期的な点検整備は、原則、毎月第1月曜日に全車一斉に実施し、漏れのないようにしている。
従業者に対する運行の指示を適切なものとするために講じている措置	
運行の距離及び時間に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 運送の距離に応じた適切な運送時間を確保するための措置 従業者の給与を、出来高制ではなく時給制にして、従業者がいたずらに短時間での運送をしない制度としている。また、運送契約（運送約款）において、運送時間については責任を負わないこととしている。 ② 過労運転を防止するための措置 運送業務に従事する前の点呼時に、従業者の体調を確認している。また、〇時間又は〇km連続して運送した従業者には、30分の休憩を与えることとしている。 ③ 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告に関する措置 運送契約（運送約款）において、運送時間については責任を負わないこととしている。また、広告が①に反するおそれを生じないように、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。
運送用自転車の旅客の乗車に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 定員及び乗車の方法が、法令に違反しないようにするための措置 車体に乗車定員を明記している。また、車体からの身体を出すなどは禁止されていることを乗車前に説明することとしている。 ② 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告に関する措置 運送契約及び広告において、乗車人数を明記している。また、広告が①に反するおそれを生じないように、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 日没後の運送において前照灯を点灯させるための措置 全ての運送用自転車にオートライトを導入。 ② 悪天候時や大規模災害時等で、自転車を用いた運送業務を行うことが適切でない場合に、自転車による運送を中止するための措置 大雨、暴風警報発令時には、自転車による運送を中止することとしている。 ③ 顧客との運送契約又は運送契約に関する広告に関する措置 運送契約及び広告において、天候等によっては自転車による運送を中止することがある旨を明記している。また、広告が②に反しないよう、新たな広告を出す際には、〇〇部長が責任者となり、その内容の適正性を確認することとしている。

付表7 自転車旅客運送事業用その3

従業員の酒気帯び等の有無を確認する体制及び方法	
確認の体制	<p>確認者 確認責任者：〇〇部 部長。確認実施者：〇〇部 〇〇係。</p> <hr/> <p>確認場所 各営業所</p>
確認の方法	<p>運送業務に従事する前の点呼時に、アルコールチェッカーを使って、酒気帯びの有無を確認している。また、同時に、体調不良の有無も口頭で確認している。</p>
運送用自転車に係る交通事故が発生した際の事業者への報告その他の対処の内容、記録事項及びその保管方法	
事業者への報告 その他の 対処の内容	<p>① 交通事故に関与した従業員から警察への報告</p> <p>③ 交通事故に関与した従業員による事故の続発の防止</p> <p>④ 交通事故に関与した従業員による被害者の救護 運送用自転車を利用する全ての従業員が、①、③及び④の方法について簡潔に記載した別紙のカードを携帯することとしている。</p> <p>② 交通事故に関与した従業員から事業者への報告 営業時間中、従業員からいつでも連絡を受けることができる連絡先・担当職員を用意。また、交通事故に関与した従業員に対して確認・指示すべき事項を記した別紙の書類を担当職員に配布</p> <p>⑤ 事業者と交通事故に関与した者との連絡 交通事故に関与した従業員から、交通事故の関係者に対して、会社名、連絡先等を記載した別紙の書面を渡すこととしている。</p>
記録事項	<p>別紙の交通事故発生状況記録簿で、①発生日時、発生場所及び発生理由を含む事故の概要、②事故に関与した従業員、③当事者・物件の被害の程度のほか、被害者等との交渉状況等を記録。</p>
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保管媒体：紙 ・保管期間：交通事故発生日から3年間
交通事故に関与した従業員に対して行う再発防止のための研修の体制及び内容	
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：〇〇部 部長 ・指導者：〇〇部・〇〇係（3名。実務経験3年以上の者を配置。）
内容	<p>座学形式：東京都自転車安全利用指針をテキストとして実施。理解度を別紙のテストで確認。また、従業員に事故の経緯、原因及び回避方法をまとめた資料を作成させる。</p> <p>実地形式：指導員が付いて、通行上の留意事項等を個別具体的に指導。</p>
交通事故に関する 知事への報告体制	<ul style="list-style-type: none"> ・報告責任者：〇〇部 部長 ・報告担当者：〇〇部 〇〇係 ・交通事故発生から、都への報告までのフローチャートは、別紙「交通事故報告手順」のとおり。

付表8 自転車旅客運送事業用その4

運送用自転車の運行により生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補することができる保険等の加入状況	対人補償上限額	無制限
	対物補償上限額	1億円
	搭乗者補償上限額	無制限
従業者が反射材及び乗車用ヘルメットを利用する体制を確保するために講じている措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 反射材 反射材は車体後部への取り付けものを60個 ・ 乗車用ヘルメット 乗車用ヘルメットは、従業者持込み分を含め60個 ・ 確認体制 運送業務に従事する前の点呼時に、各従業者が乗車用ヘルメットを正しく着用しているか確認。 		
他の自転車旅客運送事業者に運送させる場合は、その概要		
委託等の内訳	1 運送業務の全部について委託等を行う。 ② 運送業務の一部について委託等を行う。 (2に該当する場合は、運送業務に占める委託等の割合 約 1割)	
委託先等 ①	氏名又は名称	〇〇運送株式会社
	住所又は所在地	東京都・・・
委託先等 ②	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ③	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

備考 「他の自転車旅客運送事業者に運送させる場合は、その概要」中の「委託等の内訳」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

なお、2に該当する場合は、運送業務のうち、他の自転車旅客運送事業者に委託等により行わせている割合を記載すること。

付表9 自転車貸付事業用その1

営業所①の概要	名 称	〇〇営業所	郵便番号	—	電 話 番 号	()	
	営 業 所 の 所 在 地	東京都・・・・			営 業 時 間	9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車		
		5 0 台	2 0 台	台	台		
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	7 0 個	その他の安全装備 (プロテクター)		5 式	
自転車車庫	場 所	営業所併設		収容能力	6 0 m ²	5 0 台	
営業所②の概要	名 称	営業所	郵便番号	—	電 話 番 号	()	
	営 業 所 の 所 在 地				営 業 時 間		
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車		
		台	台	台	台		
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	個	その他の安全装備 ()		個	
自転車車庫	場 所			収容能力	m ²	台	
営業所③の概要	名 称	営業所	郵便番号	—	電 話 番 号	()	
	営 業 所 の 所 在 地				営 業 時 間		
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車		
		台	台	台	台		
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	個	その他の安全装備 ()		個	
自転車車庫	場 所			収容能力	m ²	台	

備考 「貸付用自転車の台数」欄中の「スポーツ車及び特殊車」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格D 9 1 1 1 号（自転車一分類及び諸元）に規定するスポーツ車及び特殊自転車をいう。

付表10 自転車貸付事業用その2

貸付用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度		
体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備責任者：〇〇部 部長 ・点検整備実施者：各従業者 ・点検整備の管理体制 各貸付用自転車について、点検整備の実施状況を管理する別紙の点検整備実施台帳を作成して管理。 	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備は、点検整備項目、方法、確保すべき性能等を記載した別紙の「日常点検シート」及び「定期点検シート」を用いて実施。 	
頻 度	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検整備は、毎日の朝礼後にその日の運送業務に従事する従業者が一斉に実施。 ・定期的な点検整備は、原則、毎月第1月曜日に全車一斉に実施し、漏れのないようにしている。 	
自転車を借り受ける者に対する指導等の措置の体制及び内容		
体 制	<p>【従業者に対する研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：〇〇部 部長 ・指導者：〇〇部・〇〇係（3名。実務経験3年以上の者を配置） ・研修計画は、別紙のとおり。 ・研修の実施状況は、別紙の研修台帳で、従業者ごとに過去の受講日、受講内容及び受講成績を管理 <p>【顧客に対する指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して自転車の交通ルール等を説明するため、別紙の都の自転車に関するリーフレットを各営業所に備え付けている。 	
内 容	<p>【従業者に対する研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに説明業務に従事することとなる従業者に対しては、東京都自転車安全利用指針をテキストとして実施。理解度を別紙のテストで確認。 ・既に説明業務に従事している従業者に対しては、東京都自転車安全利用指針をテキストとして利用して、座学形式の研修を毎年4月に1日実施し、別紙のテストで知識を確認する。基準を満たさない場合は、満たすまで指導。 <p>【顧客に対する指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙の都の自転車に関するリーフレットを用いて顧客に対して10分程度指導。 	
貸付用自転車の運転によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補することができる保険等の加入状況	対 人 補 償 上 限 額	無制限
	対 物 補 償 上 限 額	1億円

平成〇年〇月〇日

東京都知事 殿

住 所 東京都・・・

氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

誓 約 書

私は、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第31条第2項第1号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約します。

なお、このことを確認するために、東京都が関係機関に照会して必要な情報を収集し、又は当該関係機関が東京都からの照会に対して必要な情報を回答する際に私の同意を要する場合は、本書面によりあらかじめ同意します。

第6号様式（第11条、第13条、第15条関係）

平成〇年〇月〇日

東京都知事 殿

住所 東京都・・・

氏名 〇〇株式会社 ⑩

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録事項変更届出書

自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録に係る事項に変更があつたので、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第35条第2項
第36条第2項

第32条第1項
において準用する同条例第32条第1項
の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種別	① 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登録番号	25-貨0001
変更した事項	「付表2 自転車貨物運送事業用2」の点検整備の体制
変更の内容	旧 点検整備実施者： <u>各従業者</u> ----- 新 点検整備実施者： <u>外部の自転車整備事業者</u>
変更の理由	より細かく、かつ、確実に点検整備を実施できるようにするため。
変更年月日	平成〇年〇月〇日

備考1 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2 「変更の内容」欄の上段には変更前の登録事項を、下段には変更後の登録事項を記載すること。

3 変更した事項に応じて、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則第7条第2項（同規則第13条又は第15条において準用する場合を含む。）に掲げる書類のうち関係するものを添付すること。

4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式（第11条、第13条、第15条関係）

平成〇年〇月〇日

東京都知事 殿

住所 東京都・・・

氏名 〇〇株式会社 ⑩

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

事業廃止届出書

自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録に係る事業を
廃止したので、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第35条第2項
第36条第2項

第32条第1項
において準用する同条例第32条第1項
において準用する同条例第32条第1項
の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種別	⑩ 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登録番号	25-貨0001
廃止した理由	バイク便への移行
廃止年月日	平成〇年〇月〇日

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第10号様式（第12条、第13条、第15条関係）

平成〇年〇月〇日

東京都知事 殿

住所 東京都・・・

氏名 〇〇株式会社 ⑩
代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録抹消申請書

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 ~~第35条第2項において準用~~
~~第36条第2項において準用~~

第33条第2項
~~する同条例第33条第2項~~
~~する同条例第33条第2項~~ の規定により、自転車の安全で適正な利用に関する基準に

適合することについての登録の抹消を次のとおり申請します。

事業の種別	⑩ 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登録番号	25-貨0001
抹消を申請する理由	登録基準を満たす体制を維持することが困難なため。

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。